

鶴ヶ池荘

今後の取り組みについて

横手市商工観光部商工労働課

I 公共温泉に関する取り組み

◎合併当初、横手市には10か所の公共温泉施設がありましたが、行政関与の妥当性、市財政への影響、民間施設との競合等を考慮し、平成28年3月より、施設の民間譲渡の取り組みを開始いたしました

【● 施設の変遷】（R6.4.1現在）

地域名	施設名	状況
増田	さわらび・ゆーらく	H30.4民間譲渡⇒R2.7市に返還
平鹿	ゆっふる	譲渡できず⇒市直営継続
雄物川	雄川荘・えがおの丘	H30.4民間譲渡
	三吉山荘	H22.10廃止
大森	さくら荘	譲渡できず⇒市直営継続
	大森健康温泉	H30.4民間譲渡⇒R5.4市に返還
山内	鶴ヶ池荘	H30.4民間譲渡⇒R3.4市に返還
大雄	ゆとりおん大雄	譲渡できず⇒市直営継続

Ⅱ 鶴ヶ池荘の方向性

★...基本的な考え方

- 市が運営に必要なコストを投じながら、温泉入浴サービスの提供の再開と経営の継続を図ります
- 運営は外部団体等に委ねることを基本とし、指定管理者制度の導入を目指します
- 当面は、建物や機械設備類の改修工事を実施し、再開のメドが立ちました後に、指定管理者制度の導入手続きに着手します

🔑 「指定管理者制度」とは…

- ※地方自治体設置の“公の施設”について、民間企業やNPO等を含む各種団体に管理運営を行っていただくための制度となります
- ※市では、公共温泉施設の管理運営を民間事業者等に委ねたい意向であり、鶴ヶ池荘につきましても、お引き受けいただける事業者の募集手続きを進めてまいります

★...手続きの主な流れ

①鶴ヶ池荘を活用した様々な事業提案を募集します



②ご提案いただいた事業内容(企画)等に関する評価、検討を行います



③提案内容も参考に鶴ヶ池荘の機能を決定した後、改修工事に着手します



④施設再開のメドが立ちましたら、指定管理者制度導入手続きを行います



⑤指定管理者(民間事業者)が決定された後、鶴ヶ池荘を再開します

Ⅲ スケジュール

時期	鶴ヶ池荘
R6.4下旬	・ 事業提案募集の手続きを開始します（～7月）
8月	・ 外部の有識者も交え、提案事業内容の評価を行います
12月	・ 鶴ヶ池荘の機能を決定いただいた後、必要な改修工事に着手します
R8.1頃	・ 指定管理者導入に向けた手続きを行います
R9.1頃	・ 指定管理者により、温泉入浴サービスが再開されます

※施設の機能や指定管理者は、横手市議会の議決により決定となります

※上記は、施設機能や指定管理者が市議会において決定された場合、また、改修工事が想定どおり進められた場合の想定スケジュールとなります

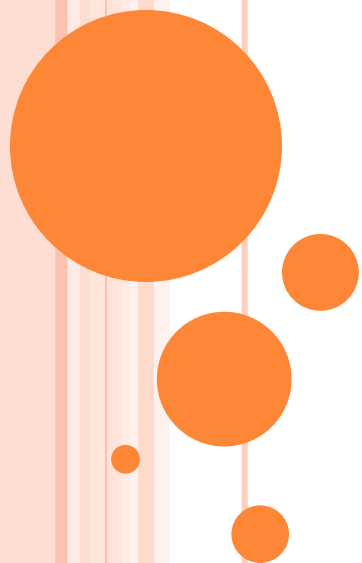
※進捗状況によりましては、想定スケジュールが前後する場合がございますことをご了承ください

Ⅳ 事業提案募集の主な内容

事 項	内 容
・ 必ず提供いただく機能	・ 温泉入浴サービス
・ 提案いただく事項	・ 温浴サービス以外のエリアの利活用法
	・ 想定する指定管理料（市の投資額）
・ 提案事業や応募事業者の評価、検討	・ 運営上の方針、提案事業の内容、業務体制、財務基盤を重視する
・ 評価するメンバー	・ 公認会計士、金融機関2行、商工2団体、副市長、総務企画部長、財務部長、まちづくり推進部長、山内地域局長

🔗 応募する事業者、指定管理者がおらない場合は…

※指定管理料や施設管理等に関する条件などを見直し、改めて、公募手続きを行います



横手市商工観光部商工労働課

☎:0182-32-2115 FAX:0182-32-4021